

民 事 訴 訟 法 (50点)

Xは、「平成27年9月1日、XはYとの間で、支払期日を同月30日と定めて、絵画甲を500万円で売り渡す旨の契約を締結した(以下、「本件売買契約」という)。同日を過ぎても、Yは売買代金を支払わない。よって、Xは、Yに対し、売買代金500万円の支払を求める」旨を記載した訴状を提出して、Yを被告として訴えを提起した(以下、「本件訴え」という)。

この事例に関して、問1～問3に答えなさい。各問は独立の問題である。

問1 本件訴えの係属後、Yは、Xを被告として、「本件売買契約に基づく売買代金債務は300万円を超えて存在しない」ことの確認を求めて、本件訴えと同一の裁判所に訴えを提起した。

この訴えの適法性について論じなさい。

問2 本件訴えの第1回口頭弁論期日において、Yは、「Xが甲の引渡しをするまで、売買代金500万円の支払をしない」と陳述した。

このYの陳述は、訴訟法上、どのような意義を有するか。

問3 第1回口頭弁論期日において、Yは、「Xとの間で本件売買契約を締結したことを認める。しかし、Yは、『甲は作家Aの作品である』とのXの説明を信じて契約を締結したところ、甲は贋作であることが判明した。よって、本件売買契約は詐欺にあたるので、Yの売買契約の意思表示を取り消す」と主張した。

第2回口頭弁論期日において、Yは、「Xと本件売買契約を締結したのはYではなく、Yを代表者とする株式会社Zである」と主張した。

この第2回口頭弁論期日におけるYの主張は、訴訟法上、どのような意義を有するか。